

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営の流れ

1 福祉避難所とは

福祉避難所とは、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）において、「高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所」と定義されており、千葉市要配慮者支援計画において、「千葉市でも、避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者への対応として、災害時には市が福祉避難所を開設する。」と定めています。

○千葉市災害時要配慮者支援計画における福祉避難所の2類型

	福祉避難室	拠点福祉避難所
対象者	専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の避難所では避難生活に困難が生じる者	緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする者
体制の整備	全ての避難所において開設できるよう体制の整備に努める。 ※ 指定避難所である小学校の体育館での避難生活が困難な人のために校舎の一部を開放するイメージ。	緊急入院・入所の指定施設以外の社会福祉施設等と事前に協定を結び、予め指定する。
開設	災害時要援護者等からの要望を踏まえ、避難所職員の判断により開設する。	災害時要配慮者等からの要望を踏まえ、拠点福祉避難所への移送の必要がある場合には、予め指定した施設に対し、市要配慮者支援班班長が協議を行い、開設する。
運営	指定避難所と一体的に運営する。	市との協定に基づき当該施設の職員等が運営を行う。 ※ 市は必要な情報の提供、物資の調達、ボランティア等支援者の確保その他の拠点福祉避難所の運営に関し必要な協力を行う。
その他		指定避難所（又は福祉避難室）での避難生活が困難である場合に、指定避難所職員の判断により拠点福祉避難所へ移送することを基本とした「二次避難所」であり、直接避難することはできない。

2 福祉避難所の開設及び運営の流れ

千葉市災害時要配慮者支援計画における福祉避難所の開設及び運営の流れは、次のとおり。

災害発生時の福祉避難所の開設及び運営の流れ

